

1 医師確保に関する会議体における協議について（令和8年3月開催結果）

医師の確保に関して地域医療対策部会において協議を行う事項のうち、以下の事項については、ワーキンググループとして協議を行った。

区 分	臨床研修・専門研修等に関する協議会								
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹型臨床研修病院の实地調査等に係る指定継続・取消 ・ 基幹型臨床研修病院の病院統合に係る指定継続・取消 ・ 令和9年度臨床研修医募集定員の配分 								
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和9年度専攻医募集に係るシーリング対象診療科 								
構 成	7名 ※全員出席 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>大 学</td> <td>2名</td> <td>医師会</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>病院団体</td> <td>2名</td> <td>県</td> <td>1名</td> </tr> </table>	大 学	2名	医師会	2名	病院団体	2名	県	1名
大 学	2名	医師会	2名						
病院団体	2名	県	1名						
開 催 日	令和8年3月30日（月）								
開 催 実 績	<p>1 基幹型臨床研修病院の实地調査等に係る指定継続・取消について【別紙1】</p> <p>(1) 指定継続について 基幹型臨床研修病院の指定基準（分娩数年間350件以上又は研修医1人当たり10件以上若しくは年間入院患者数3,000人以上）を、令和5年度から2年度連続で満たしていない下記の基幹型臨床研修病院2病院に対して、指導・管理体制、研修医の基本的診療能力等について实地調査を行った。その結果、2病院とも基幹型臨床研修病院の指定を継続することとし、了承を得た。 対象病院：A病院（調査実施日：R8.2.5） B病院（調査実施日：R8.2.16） 調査員：兵庫県病院局参事：坂口 一彦 兵庫県保健医療部医務課医療人材確保班：野田 幸男</p> <p>(2) 指定取消について 基幹型臨床研修病院の指定基準（年間入院患者数3,000人以上）を、令和5年度から2年度連続で満たしていない病院について、基幹型臨床研修病院の指定取消申請書が提出されたことから、指定取消を行うこととし、了承を得た。</p> <p>2 基幹型臨床研修病院の病院統合に係る指定継続・取消について【別紙2】</p> <p>(1) 指定継続について 令和8年度中に統合が予定されている基幹型臨床研修病院について、統合内容等を確認したところ、統合後の新病院は統合前の病院と実質的同一性が認められ、指定基準等を満たしていることから、基幹型臨床研修病院として指定継続を行うこととし、了承を得た。</p> <p>(2) 指定取消について 病院の統合等を理由として基幹型臨床研修病院の指定取消申請が提出された2病院について、指定取消を行うこととし、了承を得た。</p> <p>3 令和9年度臨床研修医募集定員の配分について【別紙3】 国から示された募集定員の合計（396名）について、令和8年度定員を基本としつつ、下記の令和9年度定員配分における本県の基本方針1～6に沿って配分案を作成し了承を得た。</p> <p>基本方針1 原則として医師確保対策重点推進圏域では圏域単位の定員を減員しない</p> <p>基本方針2 令和7年度定員で採用割れがあった場合は原則採用数を限度として定員を設定 ※県が受け入れを依頼した養成医が定員割れとなった場合や医師確保重点推進圏域で採用割れとなり基本方針1を満たさなくなる場合は、状況に応じて個別に判断</p>								

基本方針 3

激変緩和のため、病院の定員は前年度から±1名を限度に調整

※ただし、定員1名のみ配分は認められていないため、令和8年度定員が2名の病院は-2名を可とし、令和8年度定員が0名の病院については、+2名を可とする。

基本方針 4

原則として小児・産科プログラムは減員しない

基本方針 5

統合や再編が予定される病院については、統合後の規模機能等を基準に定員を決定

基本方針 6

下記検討項目を踏まえて病院間の定員数を比較し、不均衡が生じている病院について、定員の増減員を実施

(検討項目)

①採用状況等

- (a) マッチング応募倍率(1次募集受験者数/定員)
- (b) マッチング状況(フルマッチ未達の回数)
- (c) 定員割れの回数(採用数/定員数)

② 研修実績等

- (a) 臨床研修先が県内の割合
- (b) 臨床研修修了後の県内定着率
- (c) 専門研修先が県内の割合
- (d) 専門研修修了後の県内定着率

③ 病院規模・機能等

- (a) 稼働病床数
- (b) 常勤医師数
- (c) 在棟患者のべ数(及び定員1名あたりの在棟患者数)
- (d) 救急機能
- (e) 救急車受入台数(及び定員1名あたり救急車受入台数)
- (f) 周産期医療
- (g) 専門研修プログラム設置数
- (h) 第三者評価の受審状況

④ その他

- (a) 基幹型臨床研修病院の指定基準への適合性

4 令和9年度専攻医募集に係るシーリング対象診療科について【別紙4】

令和9年度専攻医募集に係る本県のシーリング対象診療科について、新たに麻酔科及び小児科がシーリング対象診療科として追加され、形成外科のシーリングが解除されることを報告した。

【参考】

医療法の一部改正（H30. 7. 25施行）に伴う地域医療対策協議会の機能強化について】

※ 『医療法及び医師法の一部を改正する法律』の一部の施行について
(平成30年 7月25日付け厚生労働省医政局長通知)

医療法に規定する「地域医療対策協議会」

⇒ 本県においては「兵庫県医療審議会地域医療対策部会」が該当

1 県は、地域医療対策協議会において、医師の確保に関する事項の実施に必要な次の事項について協議を行い、協議が整った事項について公表することとされた。

- (1) キャリア形成プログラムに関する事項
- (2) 医師の派遣に関する事項
- (3) 医師少数区域等に派遣された医師の能力の開発・向上に関する継続的な援助に関する事項
- (4) 医師少数区域等に派遣された医師の負担軽減措置に関する事項
- (5) 医師法の規定によりその権限に属せられた事項
 - ア 日本専門医機構に対する専門研修に関する意見陳述
 - イ 臨床研修病院の指定、臨床研修病院ごとの研修医の定員の設定に関する事項

2 上記1に伴い、現在、都道府県内に存在する地域医療対策協議会以外の医師確保に関する会議体は、平成30年度中に、地域医療対策協議会に一本化することとされた。

※ 例外として、既存の他の協議会の機能を、ワーキンググループとして存続させる特別の必要がある場合には、そのような取扱いを認めることとされた